

# —指定管理業務実施上の留意事項—

R8.3 帯広市

帯広市の指定管理業務の履行にあたっては、適正かつ効果的な執行や関係法令等の遵守、適正な労働条件の確保等を図るため、次の事項について十分配慮いただきますようお願いします。

## 1 資材等の優先的調達について

業務で使用する資材等は、地元業者からの優先的調達に努めてください。

## 2 第三者への委託等の適正化について

### (1) 委託契約の適正化

- ① 指定管理業務を第三者へ一括委託することは、協定の禁止事項になっています。  
また、業務の一部を委託する場合は、あらかじめ帯広市の承諾を得ることが必要です。
- ② 業務の一部を委託する場合は、業務内容を明確にするため契約を締結してください。
- ③ 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（労働省告示）に留意してください。
- ④ 業務の一部を委託する際は、地元業者への発注に努めてください。

### (2) 委託代金の支払い

委託先の労働者が不利益を被らないよう、委託代金は現金払いに努め、賃金相当分が確実に労働者に行き渡るよう配慮してください。

### (3) 消費税の取扱い

- ① 指定管理料には、消費税及び地方消費税が含まれていますので、委託契約や各種調達等においても、当該税額分を適切に計上した価格で契約を締結してください。
- ② インボイス制度により、免税事業者である委託先との取引において、自己の取引上の地位を不当に利用した行為や優越した地位を濫用する行為は、建設業法・独占禁止法の規定に違反します。  
消費税相当額の取引価格への反映の必要性等については、双方対等な立場における合意に基づいて取引価格を設定してください。

## 3 個人情報の取扱いについて

法令等の定めにより、委託業務の履行に際して知り得た個人情報については、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません。

業務に従事する者に対し周知徹底するとともに、業務の処理上知り得た個人情報について、情報の漏えい、滅失及び毀損防止とあわせ、情報の適正管理に必要な措置を講じてください。

## 4 労働環境（条件）の適正化について

### (1) 適正水準の賃金支払に対する配慮

基準管理費用に含まれている人件費は、各募集要項の人件費積算内訳により算出しています。

また、指定管理業務に従事する職員の賃金水準を社会一般の賃金水準の変動を踏まえ改善できるよう、令和7年度以降の人件費のリスク分担割合を引き下げました。市の取組の趣旨を踏まえ、適正な水準での人件費の支払いをされるよう、より一層の配慮をお願いします。

### (2) 社会保険等の加入

労働者の福祉向上のため、必要な法定保険（雇用保険、健康保険、厚生年金等）に加入してください。

### (3) 週40時間の法定労働時間を遵守してください

#### (4) 年次有給休暇の付与（取得）

- ① 雇い入れの日から起算して6ヶ月間を継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した（する予定の）労働者には、年間10日の年次有給休暇を付与するとともに、うち5日は使用者が時期を指定のうえで取得させてください。
- ② 継続雇用の期間が6ヶ月未満の季節労働者についても、継続就労月数が3ヶ月以上4ヶ月未満の労働者には3日程度、4ヶ月以上6ヶ月未満の労働者には5日程度の有給休暇を付与するよう努めてください。
- ③ 季節労働者に対して、これらの有給休暇の付与を前倒しするなど、短期間で取得することができるよう配慮してください。

#### (5) 賃金や労働時間等の条件を明示した雇用通知書（労働条件通知書）を発行してください

#### (6) 無期転換ルールへの対応

- ① 無期転換ルールとは、労働契約法に基づき、有期労働契約が5年を超えて反復更新する際に、有期契約労働者からの申込みにより、無期労働契約に転換される制度です。  
厚生労働省の「無期転換ポータルサイト」等を参考に、無期労働契約受入体制の整備及び従業員への制度の周知を徹底するよう努めてください。
- ② このルールの適用を避けるために、無期転換申込権の発生前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨からも望ましくありません。

厚生労働省 無期転換ポータルサイト	検索
-------------------	----

#### (7) 労働者の雇用拡大

- ① 地域活性化のため、公共職業安定所との密接な連携による地元労働者及び季節労働者の雇用に配慮してください。
- ② パートタイム労働者や契約社員など、いわゆる非正規雇用労働者の処遇改善を促進するための「キャリアアップ助成金」等、国等の雇用拡大につながる制度の活用ができます。

厚生労働省 キャリアアップ助成金	検索
------------------	----

#### (8) ハラスメント防止

ハラスメントは、相手に精神的、身体的な苦痛を与え、職場環境を悪化させるものであることから、帯広市ではその防止に取り組んでいます。厚生労働省が示すハラスメント防止に対する考え方などを参考にして、ハラスメントの防止に取り組んでください。

厚生労働省 ハラスメント防止	検索
----------------	----

### 5 特別徴収の実施について

給与から所得税を源泉徴収して納付している給与支払者（事業主等）は、市の指定により特別徴収義務者として市・道民税を徴収し、納入することが地方税法等で義務付けられています。法令の遵守と納税の公平、納税者の利便性向上のため、特別徴収を実施しましょう。  
特別徴収の実施に係る手続き等については、市民税課（直通電話：0155-65-4120）にお問合せください。

### 6 使用車両の適正な税申告について

軽自動車等の所有者又は使用者（所有者等）は、帯広市税条例等に基づき、変更の事由が生じた日又は所有者等となった日から15日以内、所有者等でなくなった日から30日以内に申告書が必要です。小型特殊自動車（ホイールローダ、タイヤローラ、ロードローラ、フォークリフト等）及び原動機付自転車は、車両を所有している限り課税となりますので、業務で使用する車両の申告（納税）漏れがないよう適正な対応をお願いします。

### 7 暴力団排除の取組みについて

帯広市は、「帯広市暴力団排除条例」を施行し、公共事業等からの暴力団の排除に取り組んでいます。再委託契約や物品調達契約にあたっては、暴力団関係事業者の排除に努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策にご協力をお願いします。

## **8 障害を理由とする差別の解消の推進について**

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、事業者による「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が義務化されています。事業を所管する国の行政機関が作成した対応指針を参考に、適切な対応に努めてください。

内閣府	障害者差別解消対応指針	検索
-----	-------------	----

## **9 多様な性に関する施設利用者への対応について**

帯広市では、性のあり方に関わらず、誰もが暮らしやすい社会を実現していくため、「多様な性に関する職員ガイドライン」に基づき、正しい知識の普及と様々な場面での望ましい対応の定着を図っています。多様な性への理解を深め、窓口・電話での対応や申請書等における性別の取扱い、トイレ・更衣室の利用などについて、適切に対応されますようお願いいたします。

LGBT等の方々に配慮した商品やサービスの提供、事業所内での取組（性的指向・性自認に基づくハラスメントについての社内規定、採用における配慮など）は、市の委託事業に関わりなく事例紹介しますので、希望があれば市民活動課（直通電話：0155-65-4134）までご連絡ください。

帯広市	多様な性ガイドライン	検索
-----	------------	----

## **10 働き方改革関連法の施行に関連した取組みについて**

働き方改革は、個々の置かれた事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。

厚生労働省の「働き方改革特設サイト」に掲載されているポイント等を参考に、働き方改革に向けた取組みをお願いします。

厚生労働省	働き方改革特設サイト	検索
-------	------------	----

## **11 調査等へのご協力をお願い**

帯広市では、現場の運営状況や課題の把握を目的とした定期的なアンケート調査のほか、帯広市指定管理者導入施設のモニタリングマニュアルに基づくモニタリングを実施しています。ご理解とご協力をお願いします。

[別表] 参考単価一覧（令和8年度の国及び市の単価です。）

ア)二省(国交、農水)設計労務単価(令和8年3月～)

道内主要職種	日額	道内主要職種	日額
特殊作業員	26,000	運転手(一般)	21,900
普通作業員	21,500	土木一般世話役	29,900
軽作業員	19,200	型わく工	28,200
造園工	24,400	左官	30,900
とび工	30,000	設備機械工	28,700
電工	29,100	交通誘導員(A)	18,700
鉄筋工	30,200	交通誘導員(B)	15,500
運転手(特殊)	27,100		

所定労働時間内8時間当たり

イ)建築保全業務労務単価(国交省)(令和8年度)

道内主要職種	日額	道内主要職種	日額
保全技師Ⅰ	27,200	清掃員A	19,200
保全技師Ⅱ	25,700	清掃員B	15,200
保全技師Ⅲ	27,700	清掃員C	14,000
保全技師補	22,700	警備員A	19,300
保全技術員	21,900	警備員B	16,400
保全技術員補	18,900	警備員C	14,600

所定労働時間内8時間当たり

ウ)設計業務委託等技術者単価(国交省)(令和8年度)

技術者の種類	日額	技術者の種類	日額
主任技術者	90,300	技術員	36,700
理事、技師長	82,800	測量主任技師	61,000
主任技師	70,900	測量技師	52,700
技師A	62,600	測量技師補	41,300
技師B	49,300	測量助手	37,700
技師C	42,500	測量補助員	29,600

所定労働時間内8時間当たり

エ)帯広市会計年度任用職員制度の日額相当(令和8年度)

(学歴免許等の資格や経験年数により下表の範囲内で決定され、このほか、一定の要件を満たす場合は通勤手当等や期末・勤勉手当が加算されます)

職種	日額
事務補助員	9,633
事務員Ⅱ	10,649 ～ 12,439
学校業務員	9,633 ～ 9,850
技能労務員Ⅰ	10,168 ～ 11,408
技能労務員Ⅱ	10,649 ～ 12,090
保育補助	9,633 ～ 10,168
保育士	10,649 ～ 12,555
保健師・看護師等	11,408 ～ 13,020

所定労働時間内7.75時間当たり